

## ■「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」の本格的運用について

### ○「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」の制度的拡大

- ・「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」では、乳幼児期手話言語獲得に係る取組み（「こめっこ」等）の実施を通じて得られたノウハウ及び課題（事業に係る研究成果を含む。）の整理、共有及び普及を行うこととしている。
- ・府域において乳幼児期手話言語獲得に係る取組みを更に普及・浸透させるべく、今後、府としてのネットワークに参画するための基準を公表し、基準をクリアする関係機関からの申請があれば、随時「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」に追加される仕組みをさらに強化する。

### ○「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」に参画するための基準（案）

➢「乳幼児期手話言語獲得ネットワークに関する規約第3条第2項」を改正。

改正後	<p>第3条（略）</p> <p>2 前項のメンバーについて、次の各号のいずれも満たす者から新たにメンバーになろうとする旨の <u>申請</u> があったときは、随時に追加することができる。</p> <p>一 聴覚に障がいのある乳幼児 <u>を主な対象とした福祉サービスその他のものを常時提供する者又は聴覚障がい児の言語としての手話獲得支援</u>に係る学識経験のある者であること。</p> <p>二 ネットワークの趣旨及び目的を理解し、これらに賛同する者であること。</p> <p>三 公序良俗に反する者でないと認められるものであること。</p>
改正前	<p>第3条（略）</p> <p>2 前項のメンバーについて、次の各号のいずれも満たす者から新たにメンバーになろうとする旨の <u>申し出</u> があったときは、随時に追加することができる。</p> <p>一 聴覚障がいのある乳幼児 <u>の日常生活又は社会生活の支援を行う者並びに当該支援</u>に係る学識経験のある者であること。</p> <p>二 ネットワークの趣旨及び目的を理解し、これらに賛同する者であること。</p> <p>三 公序良俗に反する者でないと認められるものであること。</p>

### ○運用開始時期

➢今後さらに本格的に運用する。